

支 払 基 金
平成 2 4 年 6 月 1 3 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

別表 1 の商品名医薬品については、既に販売名変更等により製造が中止されているため、平成 2 4 年 9 月 3 0 日をもって、医薬品マスターから当該商品名医薬品の医薬品コードを削除します。

ただし、当該商品名医薬品の薬価基準収載品目は経過措置とはなっていませんので、医薬品コードの削除後においても、当該商品名医薬品の保険請求は行えます。

しかしながら、レセプト電算処理システムによる保険請求は、医薬品コードを用いて行う必要から、医薬品コードの削除後における保険請求のための代替コードとして、別表 2 に医薬品コードをお示しします。

なお、医療機関（薬局）における使用薬剤を、販売名変更による当該商品名医薬品の後継品（新販売名品）に切り替えた場合は、レセコン用のマスターコードの切り替え（新販売名品の医薬品コードへの切り替え）も併せて実施されるようお願いいたします。